



根室圏域

地域生活支援拠点等整備

(根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町)

根室振興局・根室市・
根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」

目 次

- 1 根室圏域の概要
- 2 地域生活支援拠点等の概要
- 3 拠点等の整備プロセス
- 4 各機能の具体的な内容
- 5 拠点等のイメージ図
- 6 支援の事例
- 7 今後の課題・方針

1 根室圏域の概要



1 人口(平成30年1月1日現在)

76,043人

根室市26,399人、別海町15,377人、中標津町23,661人、
標津町5,375人、羅臼町5,231人

2 障がい者の状況(平成30年3月末現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 4,262人
- ・療育手帳所持者数 926人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 336人

2 地域生活支援拠点等の概要

1. 趣旨

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいある人や障がいのある子ども（以下「障がいのある人等」という。）の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を行う「拠点コーディネーター」を配置し、地域支援のための整備を積極的に推進していくことで、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。

2. 概要

- 1. 事業名 根室圏域地域生活支援拠点等事業
- 2. 対象地域 5市町（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）
- 3. 主な機能

拠点コーディネーターは、対象地域へ次の業務を行う。

- (1) 居住支援機能 グループホームなどを活用した住まいの場
- (2) 地域支援機能

相談支援機能

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障がいのある人等やその家族からの相談に応じる機能。

体験の機会・場の提供

地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能。

緊急時の受け入れ・対応

地域で生活する障がいのある人等の急な体調不良や介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい有者、高齢になった障がいのある人への対応について、専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能。

地域の体制づくり

地域の障がいのある人等やその家族の様なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能。

4. 期待される効果

地域で暮らしている、または暮らすことを希望している障がいのある人等やその家族が、「安心して暮らせる」地域の実現を目指すとともに、地域生活支援のネットワークを構築することにより、障がいのある人等のための支援体制づくりや緊急時の対応を速やかに行うことができる。

3. 整備類型

面的整備型

4. 開始時期

平成30年4月1日

3 拠点等の整備プロセス

年月	会議等名称	検討事項等
平成28年 1月	根室圏域連絡協議会 (管内5市町障がい福祉担当者会議)	検討開始 ・根室圏域として面的整備による基幹相談支援センターを整備 ・既存の根室圏域障がい者総合相談支援センターを基幹相談支援センターとして転換
平成28年 6月		・各市町の自立支援協議会の開催状況を報告
平成28年11月		・圏域による面的整備 ・運営開始は平成30年4月1日 ・費用負担は相談件数により5市町で按分
平成29年 6月	根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会(事務局:中標津町)	・基幹相談支援センターへ転換し5市町が共同設置
平成29年 7月	根室圏域連絡協議会 (管内5市町障がい福祉担当者会議)	・人件費分を相談件数割、管理経費分を均等割 ・アパート確保は1室から開始
平成29年10月	根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会(事務局:中標津町)	・要綱一部改正 ・各市町の負担金額
平成29年11月	根室障がい福祉計画等圏域連絡協議会	・各市町の予算編成状況を報告
平成30年 3月		・予算について5市町の議会承認が得られたことを報告

4 各機能の具体的な内容

(1) 居住支援機能

機能

グループホームなどを活用した住まいの場の整備

内容

拠点コーディネーターが広域で調整

ニーズの把握

- ・各市町福祉課
 - ・相談支援事業
- など

下宿先も視野に入れてコーディネート

事業所への働きかけ

空き情報の把握

4 各機能の具体的な内容

(2) 地域支援機能 相談支援機能

機能

地域移行、地域定着による緊急時の相談（24時間、365日受付相談）、日々の暮らしに関することにアウトリーチを含め相談に応じる機能

内容

5市町の広域委託の相談支援事業を圏域の基幹相談支援センターへ転換
拠点コーディネーターの機能も付加して人員増（1名）
基幹相談支援センター専門職員により24時間365日相談支援体制整備
コーディネーターの配置に係る経費は5市町で負担

4 各機能の具体的な内容

(2) 地域支援機能 体験の機会・場の提供

機能

地域生活への移行や親元から自立するための体験の場の確保

内容

拠点コーディネーターが広域で調整

- ・ 下宿先も視野に入れてコーディネート
- ・ 空き情報の把握

アパート1部屋の確保

- ・ 緊急時の受け入れ、虐待事案の一時避難場所としても活用
- ・ アパートの借り上げ経費は5市町で負担

4 各機能の具体的な内容

(2) 地域支援機能 緊急時の受け入れ・対応

機能

急変時や緊急時への対応やレスパイトケアのための短期入所の整備

内容

拠点コーディネーターが広域で調整

- ・ 下宿先も視野に入れてコーディネート
- ・ 空き情報の把握

アパート1部屋の確保

- ・ 体験利用と合わせて緊急時用に活用
- ・ 虐待事案の場合も一時避難の場として活用

4 各機能の具体的な内容

(2) 地域支援機能 専門的人材の確保・育成

機能

多様なニーズに対応するための相談スタッフ等の確保と育成

内容

障がい福祉サービス事業所職員の知識習得のための研修ニーズの把握と研修の実施のための体制整備

基幹相談支援センター及び拠点コーディネーターが必要に応じて実施
各団体や各法人の研修の活用（各親の会や社会福祉士会主催の研修等）

4 各機能の具体的な内容

(2) 地域支援機能 地域の体制づくり

機能

拠点コーディネーターを配置し地域の関係者が連携し支援体制を充実する

内容

5 市町の広域委託の相談支援事業を圏域の基幹相談支援センターへ転換
拠点コーディネーター機能を整備し関係機関・団体と連携
地域の自立支援協議会等と密接に連携し、ニーズの把握や情報等を共有

必要な機能となる「居住支援機能」と「5つの地域支援機能」を根室圏域で整備し、地域支援の強化や相談支援体制の充実を図る

5つの地域支援機能： 相談支援機能、 体験の機会・場の確保、 緊急時の受け入れ・対応、 専門性の確保、 地域の体制づくり

(1) 居住支援機能

サービス利用する情報を集約

ニーズの調査・把握



24時間対応の相談支援



緊急時 移動手段の確保



体験利用

人材養成

(2) 地域支援機能

基幹相談支援センターの機能も委託
障がいの程度に関わらず、24時間365日いつでも応える安心を確保する



ボランティアの活用

ネットワークづくり



短期入所事業所



空き情報の提供

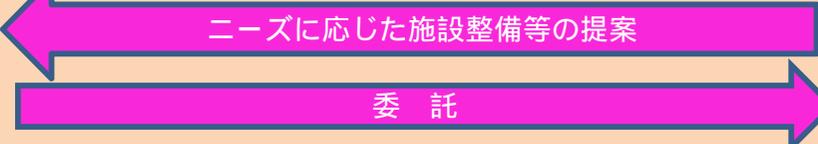
情報提供・連携・調整

拠点コーディネーターにより新たに取組む活動

5市町 (人口 76,043人)
(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)

- 障害者相談支援事業
- (地域自立支援)協議会
- 地域生活支援事業
- 福祉サービス等の給付

拠点センター
(コーディネート機能中心)



各市町の(地域自立支援)協議会と連携

北海道根室振興局



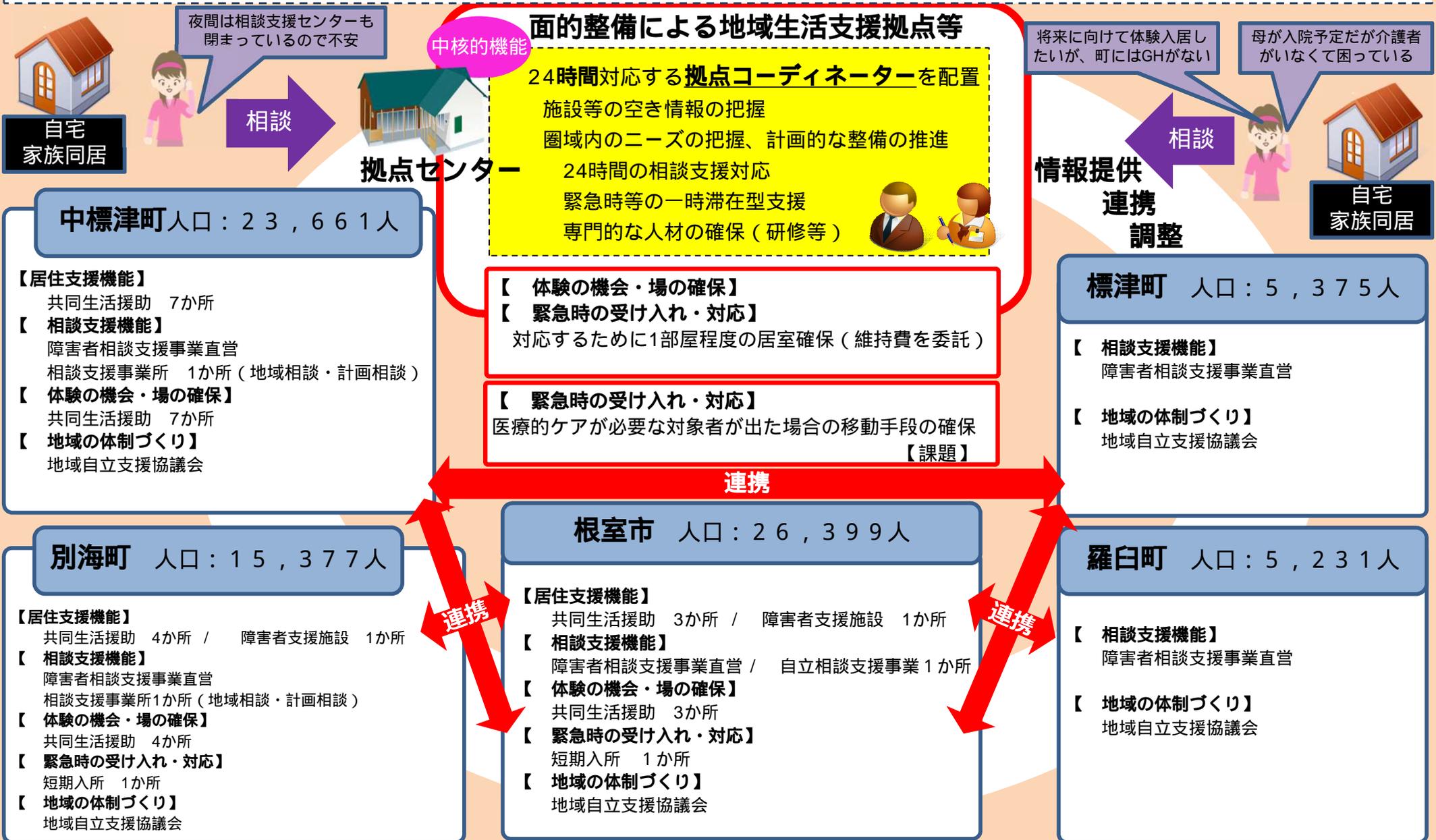
自立相談支援事業

地域づくりコーディネーター

設置連絡協議会
・5市町

必要な機能となる「居住支援機能」と「5つの地域支援機能」を根室圏域で整備し、地域支援の強化や相談支援体制の充実を図る

5つの地域支援機能： 相談支援機能、 体験の機会・場の確保、 緊急時の受け入れ・対応、 専門性の確保、 地域の体制づくり



6 支援の事例

平成30年度4月～11月の実績

1 . 居住支援機能

- ・緊急時の受け入れ等から下宿、貸間、アパートへコーディネートして入居
- ・生活開始後に逮捕されてしまった方も…
（逮捕後も支援継続）
- ・圏域内で市町を越えての調整支援 9名程度
- ・根室圏域を越えて住まいへ広域支援
（調整中や受け入れ対応も含め14名程度）

6 支援の事例

2 . 地域支援機能

(1) 相談支援機能

【3 6 5 日 2 4 時間相談受付機能】

土日は全体の 8 % 程度の連絡

(土日の連絡や対応した件数は 2 9 8 件)

(祝日は統計していないが月曜日は 1 7 %)

9 時 ~ 1 7 時以外は 1 1 % (対応した件数は 3 9 6 件)

* 平成 3 0 年 4 月 ~ 9 月末

(集計方法上、サービス等利用計画対象者を含む)

【サービス利用をしていない相談者数】

平成 3 0 年 4 月 ~ 1 0 月末 で 1 4 1 名

(福祉サービス利用前提で相談に来ていない方)

6 支援の事例

【相談内容】

自己破産 / 闇金に / 出産に向けての準備
触法した方への支援（入口支援）・被害者となることも
ゴミ屋敷 / 住まい探し（福祉サービス以外）
DV・虐待 / 不正受給?? / 保育園の対応
引きこもり / 両親へのお金の無心 /
近隣住民への迷惑行為

などなど

6 支援の事例

(2) 体験の機会・場の提供

体験アパートは 4 名利用 延べ 5 9 日間

・平成 3 1 年 1 月下旬頃に 1 名が利用予定

* 詳細は配布できないためスライドにて簡単に紹介。

6 支援の事例

(3) 緊急時の受け入れ・対応例

Tさん 20代 男性 (知的障がい)

Aさん 20代 女性 (精神障がい)

Oさん 70代 男性 (知的？精神？認知？)

Wさん 10代 男性 (発達障がい)

Tさん 10代 女性 (過去に精神科受診歴有)

(緊急的にアパート2日間利用)

* 詳細は配布できないためスライドにて簡単に紹介。

7 今後の課題・方針

【課題として】

- 広域な範囲の対応
- 実績の方法（拠点コーディネーター機能の評価方法）
- 働き方改革への対応
- 「基本相談」を越えると思われる対応（明確な範囲が不明）
- 縦割り、横割り、役割分担の狭間
- 医療的ケア児者の対応
（受け入れできる事業所がほぼない。短期入所もかなり遠方となる）
- 強度行動障害などへの対応（住まい、短期入所先・移動、家族の負担）
- 移動支援（通学、就労、通院、余暇）
- 触法（入口）・引きこもり
- 家計への支援

7 今後の課題・方針

- 拠点等整備は、住みやすい地域づくりのための手がかりのひとつ
 - 地域の課題は、社会情勢や時代の流れで変化していくはず。
 - 整備して終わりではなく、整備してからがスタート。
(常に役割等の見直しや強化が必要)
 - 振興局主催等の会議にあわせて、拠点等構成市町福祉担当者の会議開催（1市4町福祉課の連携会議）。
- * 必要があれば発展していくことも可能かも